

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福井県

## 2 構造改革特別区域の名称

ふくい美観風致維持特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

福井市、敦賀市、武生市、大野市および鯖江市の区域の一部

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 良好な住環境を有する住居専用地域を中心とした区域（福井市、敦賀市、武生市および鯖江市の区域の一部）

当該区域は、住居専用地域、主要な幹線道路沿道および商業地域等により構成される、違反広告物の掲出が多い地域であり、行政より委嘱または委託された住民等が定期的に違反広告物の簡易除却を行うとともに、行政も住民から違反広告物に関する情報提供等があったときには簡易除却を速やかに行うなど、行政・住民等が一体となった簡易除却に係る体制が整っている区域である。

### (2) 良好な都市景観を有する区域ならびに良好な住環境を有する住居専用地域を有する区域（大野市区域の一部）

当該区域は、従来より市と住民が協力して良好な景観の形成をしてきている大野城下町地区、住居専用地域および主要な幹線道路沿道により構成される。大野城下町地区は、平成9年度に「都市景観大賞 都市景観100選部門」（建設大臣賞）を受賞するなど、優れた景観を形成している区域であり、大野市を代表する観光地区となっている。また、当市は居住環境作りにも力を入れてきており、特に住居専用地域は良好な住環境を形成している区域である。なお、当市はこれまでの地域の個性を活かした住まいづくりやまちづくりの取組みに対して、平成15年度には「HOPE計画20周年記念特別表彰 HOPE大賞」（HOPE計画推進協議会会長賞）を受賞している。

### (3) 当該区域の面積は次のとおりである。

	屋外広告物法第4条第1項 第1号に掲げる地域( )	その他の地域( )	計( )
福井市	1,820.7	340.9	2,161.6
敦賀市	436.0	184.0	620.0
武生市	608.0	112.1	720.1
鯖江市	383.0	129.7	512.7
大野市	213.0	150.0	363.0
計	3,460.7	916.7	4,377.4
割合	79.1%	20.9%	100.0%

## 5 構造改革特別区域計画の意義

### (1) 良好な住環境を有する住居専用地域を中心とした区域（福井市、敦賀市、武生市および鯖江市の区域の一部）

当該区域において、違反広告物の簡易除却の要件が緩和され、かつ簡易除却の対象物件が拡大されることにより、身近なところにあふれている違反広告物のほとんどについて、速やかな簡易除却を行うことができる。これにより、今までに委嘱された方々よりの「プラスチック製のはり札等の簡易除却対象外のものが多くあるので、簡易除却対象としてほしい。」といった要望に答えることができ、また迅速な除却ができるなど効果的な簡易除却活動ができ、地域住民の良好な景観形成に主体的に関わっているという意識が醸成されていくことになる。

(2) 良好な都市景観を有する区域ならびに良好な住環境を有する住居専用地域を有する区域（大野市区域の一部）

当該区域において、違反広告物の簡易除却の要件緩和および対象物件拡大がされることにより、城下町地区においては立看板等の違反広告物の速やかな簡易除却を行うことにより、現在の良好な都市景観を維持向上でき、観光地としてのイメージアップが図れる。また、主要な幹線道路沿道においても、パトロール時に見つかった違反広告物のほとんどについて、迅速な簡易除却を行うことができ、郊外の優れた自然景観の維持保全が図られる。これらにより、地域住民の従来よりの景観に対する意識の高さに加え、屋外広告物が景観に与える影響の大きさが認識され、よりよい景観を有するまちづくり活動が推進されていく。

(3) 本県においては、違反広告物の簡易除却事務は市町村に移譲しているため、県と全市町村で「福井県屋外広告物行政連絡会」を設け、その中で違反広告物に関する情報交換や簡易除却推進の体制づくりについて協議してきた。その結果、6市町（福井市、敦賀市、武生市、鯖江市、永平寺町、三方町）で簡易除却が住民へ委嘱され、定期的な除却も13市町村で実施されるようになった。

なお、本特例措置は平成16年度中には全国展開されることが予定されているが、当該区域は従来より行政や住民等による簡易除却体制が整っており、また景観に対する意識の高いことから、全国展開に先行して特定事業を実施するものである。これにより当該区域における良好な景観が維持されることはもとより、周辺の地域に対するモデルとなることが見込まれ、特例の全国展開にあっても、他の市町村において簡易除却の住民への委嘱等が行われるなど全県的に円滑な簡易除却体制づくりがされていくことが期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 地域の良好な景観形成を阻害する違反広告物の積極的な簡易除却を行うことにより、地域の良好なまちなみ、住環境等を維持するとともに、地域住民等の景観に対する意識高揚を図り、ひいては良好な景観形成に向けた地域の自主的な活動または行政と一体となった活動を促進する。
- (2) 当該区域において違反広告物が減少し、地域の良好な景観が維持されるなど一定の効果が出てくることにより、当該区域外の市町村において簡易除却の住民への委嘱など簡易除却体制づくりが進むことが期待され、これにより福井県全体としての違反広告物対策を着実に推進する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 違反広告物の減少

当該構造改革特別区域において、次のとおり違反広告物の減少が見込まれる。

（単位：個）

福井市	現在	1年後
違反広告物総数	5800	1700
（現行屋外広告物法簡易除却可能物件）	3600	700
（構造改革特別区域法簡易除却可能物件）	2000	800
（その他）	200	200

敦賀市	現在	1年後
違反広告物総数	110	10
（現行屋外広告物法簡易除却可能物件）	70	0
（構造改革特別区域法簡易除却可能物件）	30	0
（その他）	10	10

武生市	現在	1年後
違反広告物総数	230	60
（現行屋外広告物法簡易除却可能物件）	160	30
（構造改革特別区域法簡易除却可能物件）	50	10
（その他）	20	20

鯖江市	現在	1年後
違反広告物総数	800	160
（現行屋外広告物法簡易除却可能物件）	760	150
（構造改革特別区域法簡易除却可能物件）	30	0
（その他）	10	10

大野市	現 在	1 年後
違反広告物総数	1 0 0	3 0
( 現行屋外広告物法 簡易除却可能物件 )	4 0	0
( 構造改革特別区域 法簡易除却可能物件 )	3 0	0
( その他 )	3 0	3 0

(2) 地域住民等の景観に対する意識高揚および地域の景観形成に向けた活動促進

当該区域において違反広告物が減少し、良好な景観が維持されることにより、地域住民等の景観に対する意識が高まり、地域のまちづくりの気運のたかまり、そして地域の景観形成に向けての主体的な活動が期待される。

さらに、当該区域以外の地域においても、違反広告物が大きく地域の景観を阻害していることが認識され、住民への簡易除却の委嘱など簡易除却体制が整備される市町村が着実に増加していくことが期待される。

現在の簡易除却委嘱市町村数・委嘱者数（実績）	6 市町村	1 , 5 3 8 人
平成 1 6 年度末の簡易除却委嘱市町村数・委嘱者数	1 0 市町村	2 , 0 0 0 人

8 特定事業の名称

屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業（ 1 2 0 9 ）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 屋外広告物法第 7 条第 3 項または第 4 項に基づく簡易除却事務

(2) 福井市景観づくり地域団体等活動助成（福井市）

福井市都市景観条例に基づき、一定の地域における都市景観形成を目的とした市民団体に対して活動に要する経費を助成する。

(3) 福井市都市景観賞（福井市）

都市景観の形成を図るための活動を行っている団体等を、市民等の応募または推薦があったもののうちから、都市景観賞選考委員会が選考し、市長が表彰する。

(4) 大野市都市景観形成市民団体活動助成（大野市）

大野市都市景観条例に基づき、都市景観形成を目的とした団体に対して活動に要する経費を助成する。

別紙(1209)

1 特定事業の名称

1209 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

福井市、敦賀市、武生市、大野市および鯖江市

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成16年2月第337回定例福井県議会において福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年条例第44号)の一部を改正する条例案が可決され、同条例が施行される日

4 特定事業の内容

福井県においては、事務処理の特例に関する条例により屋外広告物法第7条第3項および第4項に基づく簡易除却事務を市町村に移譲しており、当該構造改革特別区域においても同じ実施体制で簡易除却を行うため、事務処理の特例に関する条例を改正のうえ構造改革特別区域法第18条の規定に基づく簡易除却事務を福井市、敦賀市、武生市、大野市、鯖江市に移譲する予定である。

そして、これらの市において、市職員または委任された者より、当該構造改革特別区域の設定範囲において、規制の特例措置の適用の開始の日以降事業を実施するものである。

5 当該規制の特例措置の内容

当該構造改革特別区域は、違反広告物の掲出が多く、かつ、行政の簡易除却に係る体制が整っている区域であり、また地域住民等の景観に対する意識が強い区域である等から、美観風致を維持するため屋外広告物法の特例措置の適用が特に必要な区域である。(詳細は別添のとおり)

【美観風致を維持するために特に必要があると認められる根拠（個別詳細）】

<p>福井市の一部</p>	<p>良好な住環境が保たれている住居専用地域は、地元住民の美観風致に対する意識が高く、違反広告物の除却要望も強い地域である。</p> <p>足羽川風致地区および足羽山風致地区は、福井市の景観を形成している重要な要素であり、美観風致を維持する必要がある地域である。</p> <p>J R 福井駅周辺の中心市街地は、中心市街地活性化事業が進められており、これによる無電柱化事業をはじめとした各種事業に併せて良好な景観形成を図る必要がある地域である。また、この区域には、都市景観形成地区および地区計画区域も含まれている。</p> <p>市街地の東側を南北に走る国道については、福井県における幹線道路であり、県外から本県を訪れる場合の主な通過経路であるため、福井県を印象付ける重要な地域として特に美観風致を維持する必要がある地域であり、違反広告物が多い地域である。</p> <p>また、北陸自動車道福井北インターチェンジから市内に到る国道ならびに大野方面から市街地に到る国道、市の市街地を南北・東西に走る主要な道路ならびに市街地周辺の住専地域付近を通る環状道路を形成する道路については、県内外からの主な通過経路となっており、違反広告物が多く掲出されていることなど、美観風致を維持する必要がある地域である。また、重点的に簡易除却を実施している地域でもある。</p> <p>また、当市では住民への監視委員の委嘱に加えて、シルバー人材センターや業者に委託するなど、県内の市町村の中でも特に簡易除却体制が整っており、今後さらに委嘱者が増加される予定である。</p>
<p>敦賀市の一部</p>	<p>良好な住環境が保たれている住居専用地域は、地元住民の美観風致に対する意識が高く、違反広告物の除却要望も強い地域である。</p> <p>J R 敦賀駅周辺の中心市街地は、違反広告物が多く、繁華街が小・中学校の通学路になっていることから、地元住民からの除却要望も高く、特に重点的に簡易除却を行っている地域である。</p> <p>市の市街地および外周部を走る国道については、関西中京方面から福井県への主要なアクセス道路となっており、福井県を印象付ける重要な地域として特に美観風致を維持する必要がある地域である。また、違反広告物も多く掲出されている。</p> <p>市中央を走り国道に到る道路（旧国道）および市西部の大規模物販店立地地域を走る道路については、違反広告物が多く、地元住民からの除却要望が高く、重点的に簡易除却を行っている地域である。</p> <p>また、当市では住民への美化委員の委嘱を平成15年9月に拡充し、12月には一斉除却を行うなど、積極的に簡易除却を行っている。</p>
<p>武生市の一部</p>	<p>良好な住環境が保たれている住居専用地域および国高南部地区計画区域は、地元住民の美観風致に対する意識が高く、違反広告物の要望も強い地域である。</p> <p>J R 武生駅周辺の中心市街地は、地元住民の美観風致に対する意識が高く、違反広告物の除却要望も強い地域である。また、地域内には平成13年に「都市景観大賞 美しいまちなみ大賞」（国土交通大臣賞）を受賞した「葦の辻地区」もあるなど、市と住民が協力してまちづくりを行っている地域である。</p> <p>市街地の東側を南北に走る国道については、福井県における幹線道路であり、特に交差点付近は違反広告物が多く、美観風致を維持する必要がある地域であり、さらに、市街地の西側を走る道路（旧国道）市の中央を東西に走るおよび北陸自動車道武生インターチェンジから国道に到る道路については、違反広告物が多く、重点的に除却している地域である。</p> <p>また、当市では平成15年12月に住民への監視員の委嘱を行い、簡易除却体制を充実している。</p>
<p>鯖江市の一部</p>	<p>良好な住環境が保たれている住居専用地域は、地元住民の美観風致に対する意識が高く、違反広告物の要望も強い地域である。</p> <p>市北東部の工業団地周辺については、違反広告物が多く、地元住民からの除却要望が高く、重点的に簡易除却を行っている地域である。</p> <p>市街地の東側を南北に走る国道については、福井県における幹線道路であり、特</p>

	<p>に交差点付近は違反広告物が多く、美観風致を維持する必要がある地域である。さらに、市街地の西側を走る道路、北陸自動車道鯖江インターチェンジ周辺の道路については、違反広告物が多く、重点的に簡易除却を行っている地域である。</p> <p>また、当市では平成15年4月に住民への美化委員の委嘱を行い、簡易除却体制を充実している。</p>
<p>大野市の一部</p>	<p>「大野城下町地区」は、従来より市が景観形成に力を入れてきており、地域住民の意識も高い地区である。平成9年度には「都市景観大賞 都市景観100選部門」（建設大臣賞）を受賞するなど、大野市を代表する良好な都市景観が形成されている地域であり、県外からの観光客が多く訪れる地域である。</p> <p>良好な住環境が保たれている住居専用地域は、地元住民の美観風致に対する意識が高く、違反広告物の除却要望も強い地域である。</p> <p>市街地の外周部走る国道については、優れた山並みの中を通過して市街地に到り、中京方面からのアクセス道路となっており、観光地としてイメージアップのため重点的に簡易除却を行っている地域である。さらに、市街地内およびを走る国道等の主要な道路については、違反広告物が多く、地元住民からの除却要望が高い地域である。</p> <p>また、当市では平成14年に地域住民参加による「まち歩き」実施と「まち歩き地図」の作成を行ってきており、現在地域住民の要望等を踏まえた街なみ環境整備事業計画の策定を行っている。</p>